

# 令和4年教育委員会第8回定例会会議録

開会日時 令和4年8月5日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時16分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子  
同職務代理者 上原 有美江  
委 員 壺内 明  
委 員 望月 京子  
委 員 日高 芳一  
委 員 青柳 豊

## 議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	森 孝行
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・地域教育課長	須藤 義和	・放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	佐藤 秀夫	・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫
・中央図書館長	新井 秀成		

## 書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 上原 有美江 委員 壺内 明  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和4年教育委員会第8回定例会を開会いたします。

次に本日の会議録の署名は私に加え、上原委員と壺内委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が2件でございます。

それでは、議案第24号「令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** では、私から議案第24号「令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。

「提案理由」といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づきまして、令和5年度使用義務教育諸学校教科用図書を採択する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

初めに、小学校及び特別支援学校並びに中学校の検定済み教科書採択についてでございます。議案を1枚おめくりいただきまして、2枚目と3枚目、資料1及び2についてご説明いたします。

小学校及び特別支援学校並びに中学校で使用いたします教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定によりまして、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされております。

採択の時期は、同法律施行令第14条第1項に規定するところによりまして、前年度の8月31日までにを行うこととなっております。

また、同一の教科用図書を採択する期間は4年とされており、現行の小学校・特別支援学校用教科用図書は、令和2年度から令和5年度までの4年間、中学校用につきましては、令和3年度から令和6年度までの4年間、同一の教科用図書を使用することとなっております。これにつきましては、資料1及び2の採択一覧表のとおり、今年度と同一の教科用図書を採択することとなります。

1点目、ご審議のほどお願いいたします。

続きまして、学校教育法の附則第9条で規定されております、特別支援学級で使用予定の一般図書の採択についてでございます。

特別支援学級で使用いたします一般図書につきましては、同法の施行規則第139条により、教科によって当該学年用の文部科学省検定済み教科用図書を使用することが適当ではない場合、他の適切な教科用図書を使用することができる旨、定められております。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に規定いたします、同一の教科用図書を採択する期間の4年が除外されておりますので、児童・生徒の障害の程度や種類、特性などに応じて毎

年度採択替えを行うことができるとなっております。したがって、令和5年度に特別支援学級で使用する一般図書については、採択替えを行うことになります。

資料3「令和5年度使用教科用図書採択一覧表（小学校特別支援学級用）」及び資料4「令和5年度使用教科用図書採択一覧表（中学校特別支援学級用）」につきましては、東京都教育委員会が調査・研究した一般図書について、本区の特別支援学級設置校が調査を行い、その報告を踏まえ取りまとめたものでございます。

以上2点、ご審議並びに採択についてよろしく願いいたします。

○**教育長** それでは、「令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」審議に入ります。

初めに、小学校及び特別支援学校並びに中学校で使用いたします教科用図書についてです。説明にもありましたとおり、今年度と同一の教科用図書を採択することになりますけれども、何かこの件についてご質問はございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 現在使われている教科用図書は、小学校及び特別支援学校は2年と1学期間、中学校は1年と1学期間使用していると思いますけれども、学校現場から何かご意見など出ていらっしゃるでしょうか。よろしく願いいたします。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 4年間使う小学校及び特別支援学校並びに中学校の教科用図書でございますが、特に使い勝手が悪いですとか、内容等に不都合であるというお話は私どもにはご報告いただいておりません。各学校の校長からは、教科書を基に工夫した授業を行うよう努力をしていると報告を受けております。

○**教育長** ほかにご質問などございませんでしょうか。よろしいですか。

特にご質問などがないようであれば、「令和5年度使用特別支援学級教科用図書」の採択の審議に進みたいと思います。「令和5年度使用教科用図書採択一覧表（小学校特別支援学級用）」及び「令和5年度使用教科用図書採択一覧表（中学校特別支援学級用）」について、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 基本的な質問になるかも分かりませんが、特別支援学級で使用する一般図書と検定教科書との違いは、どのようなところなのでしょう。教えてください。

○**教育長** 学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** 一般図書につきましては、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書です。検定教科書は、文部科学大臣の検定を得た教科用図書になります。

特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則です

が、児童・生徒の障害の種類や程度、能力・特性から判断して当該学年の検定教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合、教科ごとにこれに替わる適切な一般図書を使用することができるとなっております。

○教育長 よろしいですか。

○青柳委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにはいかがでしょう。

望月委員。

○望月委員 特別支援学級用の一覧表が示されておりますけれども、一般図書を使用する学校はどのくらいあるのか教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 一覧表にある教科用図書等につきましては、一般図書を使用する学校は、特別支援学級が設置されている小学校9校中4校、中学校7校中6校になってございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょう。

上原委員。

○上原委員 令和5年度の一覧表の中で、今年度、新たに使用する図書はありますか。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 今年度、新しく使用する教科用図書につきましては、小学校は、音楽「6訂版歌はともだち」また「MYSONGクラス合唱用6訂版」や、図画工作「楽しみながら才能を伸ばす！小学生の絵画とおきレッスン改訂版」の3種類あります。

また、中学校は国語「声にだすことばえほんおくのほそ道」や、社会「楽しく学んで力がつく！こども世界地図」など24種類ございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○上原委員 はい。

○教育長 少し入れ替わりがされているということです。ほかにいかがでしょう。

日高委員。

○日高委員 一覧表については、今もお話ありましたが、小学校及び中学校の特別支援学級設置校において各学校が調査・研究をし、そして校長が責任を持って報告したものであると認識をしております。よって、これではよろしいのではないかと思います。

○教育長 ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。「令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択」につきましては、資料1から4までの一覧表に記載されております図書を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、この一覧表のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、「令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択」につきましては、全ての審議が終了をいたしました。

今回の議案に関わる審議につきましては、公正確保の観点から、東京都教育委員会に報告する8月31日まで時限秘としたいと思います。

ただし、採択結果につきましては、区民の関心も高いことから教育委員会終了後、直ちに公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしとのことですので、事務局においてはよろしく申し上げます。

また、ご出席の皆様におかれましてもこの点をご承知おきいただき、ご配慮くださいますようお願いいたします。

指導室長。

○**指導室長** ご審議ありがとうございました。それでは、ただいまの決定によりまして、まずは本日の採択結果を取りまとめて一覧表にしたものを即日公表させていただきます。

また、文書につきましては、東京都教育委員会への報告後、事務処理が終了いたしましたところで、9月1日以降、区政情報コーナーにおいて公表したいと考えております。

なお、教育委員会の会議録につきましては、多少お時間を頂きたいと思っておりますので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

○**教育長** ただいま指導室長から本日の採択結果以外の文書の公表につきまして説明がございましたが、この取扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしとのことですので、よろしく申し上げます。

以上で議案第24号を終わりといたします。

次に、議案第25号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」を上程いたします。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長** それでは、議案第25号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」をご説明させていただきます。

まず、「提案理由」でございます。葛飾区文化財保護条例第25条の規定に基づきまして、葛飾区文化財保護審議会に諮問する必要があるため、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目の資料につきましては、諮問文(案)となっております。中段に記載の諮問事項でございますが、平成3年3月に文化財登録をいたしました区登録天

然記念物「橋本家のゴヨウマツ」の「文化財の滅失等の届」提出に伴います登録解除でございます。

本件の経過をご説明させていただきます。恐れ入りますが、3ページ、資料2の「樹木点検結果報告書」をご覧ください。

この報告書は、当文化財につきまして所有者から「ゴヨウマツが枯れてきている」との相談を受けましたので、区の環境課で行っております樹木医派遣制度を活用いたしまして、樹木点検を行いました。その結果がこの資料になります。

具体的には、4ページをご覧ください。樹木点検カルテでございます。このカルテの中段より下の部分を見ていただきますと、点検結果コメントという欄がございます。その下の「その他」のところに、「枯死している」という診断結果が出てございます。またその下の欄の「処理関連コメント」の下の欄に「伐採」という欄がございますが、そこに「要」のところに丸がついておりまして、理由につきましても「枯死し空洞規模が大きいため倒木の危険がある」となっております。

この結果を受けました所有者が安全上の観点等から、当文化財を伐採したため、伐採後に参考資料1の「文化財の滅失等の届」が提出されたものでございます。

このため、教育委員会としては区登録天然記念物「橋本家のゴヨウマツ」が滅失していることから、当文化財の登録解除について文化財保護審議会への諮問をするものでございます。

恐れ入りますが、1ページの諮問文（案）にお戻りください。下段に「答申期日」を記載してございます。「答申期日」につきましては、令和4年11月30日とさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第25号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**教育長** 異議なしと認め、議案第25号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等2件を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもって、令和4年教育委員会第8回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時16分